

◆ 上島 男女共同参画について、条例の設置が妥当かどうか、またプランのあり方を含めてお伺いしてまいります。時間の関係上、聞かれたことにポイントだけ絞ってお答えください。

まず、先日、プランの策定について、条例制定を視野に入れてと山田助役は発言されたわけですが、そこで、条例制定を視野に入れると発言された経緯とその判断についてお伺いいたします。

◎ 生活文化部長 現状から申し上げますと、現在、二十三区の中で九区が男女共同参画に関する条例を制定しており、全国の自治体の間でも制定に向けた動きが見受けられます。

また、条例には自治体としての基本的な考え方を表明するとともに、区民や事業者、行政の役割や責務を明らかにいたしまして、具体的な取り組みを通じ、協働で男女共同参画社会を築いていくためのよりどころになるという二つの意義がございます。

こうしたことから、今回の実施計画において、仮称男女共同参画プランの実現に向けまして、条例化も視野に入れた検討を行うといたしたところでございます。

◆ 上島 私の知る範囲でも、心から尊敬する女性はたくさんおります。これからの社会のために、こういった女性がさらにふえていくことを願いますし、社会に存在する性差別となるような行為、そして時代の変化では是非が問われている法や制度など、取り組むべきこと、見直すべき事柄が多いという認識で、私自身も男女共同参画を進めていくべきだと考えております。

が、しかし、男女共同参画には大きな壁があります。男女共同参画に関する言葉の定義が不明確で、さまざまな意味で共通認識ができていないというのが現状の課題だというふうに私は思っております。

そこで、国や都の法律とか条例、また計画等にも、言葉の定義がはっきりしない、どういう意味を言っているのかははっきりしないというものがたくさんありますが、時間がありませんので、それらは飛ばして、世田谷区についてだけ二つ触れさせていただきます。

まず、この「男女が共に生きるせたがやプラン調整計画」というのが、これは今年の三月につくられたわけですが、こちらのプランの一ページの計画の目標というところに、大きく三つの目標が示されているんですが、その一つ、「新しい生き方の価値観を創る」とあります。ポイントだけ読んでいきますと、男女共同参画社会をつくり上げることは、これまでの生き方や価値観にとらわれず、自由に生き方を選択できるような新しい価値観をつくることであり、より質の高い生活の実現に結びつくとあります。

区のいろいろな計画で、よくわからない言葉というのは確かにたくさんあるんですけれども、私は男女共同参画における、まさに新しい価値観をつくっていくと。行政の方からそういうようなことを言っていくというこの内容が、やはりさまざまな誤解を生じさせていくのではないかと。

また私は何度も読んで、これに当たるような価値観をこの計画の中で見つけようとしたんですけれども、見つかっていきません。つまり、この部分では、やはり新しい価値観というものに対する明確な考え方が示されていないまま表現されていることは、私は問題だと思います。

もう一つ、これは質問をさせていただきますが、以前の答弁ですが、ジェンダーというものについて社会的、文化的に形成された性別と定義されましたが、これはどういうことを言っているんでしょうか、教えてください。

◎ 生活文化部長 社会的、文化的に形成された性別と申し上げますと、例えば生物的、あるいは生物学的な男女の違い、いわゆる性差ではなくて、文字どおり、繰り返しになりますけれども、社会的、文化的に形成されてきた、それも狭く、かつ固定的に形成されたと言いましょか、そういった概念であると考えております。

例えば男らしさ女らしさという言葉がございますが、この受け取り方もさまざまです。いろんな男性がいる、いろんな女性がいるというふうに、本来幅広いものであるべきですが、ごくごく狭く解釈されるケースがあるようですが、そういったものも、あるいは含まれるのかもしれませんが。そう考えます。

◆ 上島 今具体的な例として男らしさ女らしさというものが示されましたが、私も大体認識は一緒でして、まさに男らしさ女らしさというのは、日本の互いの性に対する敬愛の表現であって、これは実に客観性のない言葉でありまして、人によっても違ふし、また時代によっても変わっていくようなものであります。

つまり、こういう趣旨のもので男女共同参画を妨げるものがあるとしたら否定していくということをやっていると思うんですけども、これが男女共同参画のテーマになっているのであれば、男女共同参画なんていうのは、私は理解できないと思いますし、私は理解したくないと。

これのうち、男女共同参画の妨げになるかどうかというのは、まさにだれがどう判断できるか、私は大変疑問です。できないのなら、やはりみんな勝手に解釈していくようなことだと思ひますし、これが今の男女共同参画の問題なんです。

そこで、教育に関する他の自治体の問題事例を紹介したいと思います。

差別は区別から始まるということで、例えば一つ目、男子と女子の区別を助長させるという理由で男子の君づけをやめて、小学生の低学年から全員、先生が生徒にさんづけをする。二つ目、わざわざ一寸法師や桃太郎の話をも男女を入れかえて読み聞かせる。三つ目、身体検査や体力検査、体操の着がえなど、男女混合でやる。四つ目、これは都の教職員組合ですけども、男らしさ女らしさを教えたということをセクハラとして規定しております。

また、人権教育として看過できない事例もあります。中東の女性差別の事例を生々しく取り上げて、文化の後進国であるような、まさに民族、そして宗教への偏見につながるような表現もされていることを聞いております。一部であると信じますか、もうむちゃくちゃなこのような男女平等教育が、今、日本に存在しているということを認識すべきだと私は思ひます。

つくられた価値観である男らしさ女らしさという窮屈さから解き放つという運動をされている方がおりますけれども、教育長はジェンダーフリーに関して、画一的に男女の違いをなくして、あたかも人間の中性化を目指すかのような意味で言葉が用いられているということを指摘した上で、このジェンダーフリーという言葉は使用しないことを発言されましたが、先ほど申し上げたとおり、つくられた価値観でありますその男らしさ女らしさという窮屈さから解き放つて、その人らしさが一番と強調する教育が、中性化はもちろん、規範を知らない、もしくは社会性を知らない、他人の気持ちのわからない利己主義者をふやしておるといふのが今の状況です。

もちろん世田谷区では、今例示したような行き過ぎた男女平等教育は行われていないと思ひますが、これは一応実態をどのように把握されているのか、お伺ひいたします。

◎ 教育政策担当部長 教育委員会といたしましては、学習指導要領に基づきまして、教育課程が適正に実施されている、このように認識してございます。

◆ 上島 何か明確でないような、ちょっと不安の残る言い方なのですが、そういう教育委員会が想定していないような教育が行われていないように配慮すべきだと私は考えますが、どうでしょうか。

◎ 教育政策担当部長 繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては、学習指導要領に基づきまして教育課程が適正に実施されますように、各学校に対しまして引き続き指導してまいります。

◆ 上島 私は、今のご答弁に納得できないんですが、学習指導要領に基づいていけばそういう教育が行われなれないというのは言い切れないんじゃないでしょうか。というのは、人間の中性化を目指す内容の手引書を教育委員会が率先してつくっている自治体があるわけですから、つまり学習指導要領では縛り切れないと私は思うんです。

私は、このように学習指導要領の範疇を超えたさまざまな考え方の交錯する男女平等教育について、教育委員会として一度整理される、場合によっては適正な手引書をつくるということも一考あっていいのではないかと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

◎ 若井田教育長 現在、各学校では「人権教育プログラム(学校教育編)」という手引書を使って、その積極的な活用を図っているところでございます。

この手引書は、東京都が東京都人権施策推進指針などに基づきまして、すべての教員に一人一人配付しているものでございます。内容は、男女平等教育を含む人権教育を推進するための考え方、人権教育の目標と重点、人権教育の全体計画や年間指導計画とそのつくり方、それから学校種別ごとの実践指導事例、人権教育関係資料を掲載してあります、総ページ一七〇ページ近い手引書でございます。

教育委員会といたしましては、児童生徒がさまざまな人権課題について学び、みずからの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことができるよう、本プログラムの積極的な活用を図っているところでございます。したがって、委員ご指摘の手引書につきましては、当面作成する予定はございません。

◆ 上島 東京都のそういう手引書があるというのは、私はちゃんと把握していなかったんですけども、教育ビジョンの構想の中に、「次世代を担う子どもたちを健全に育むには、時代が変わっても変わることのない教育の本質を正しく見据え、指し示す必要があることも言うまでもありません」というふうにうたっておりまして、私はまさにこういう視点に立つとすれば、いろいろな考え方があるのはよくわかりますけれども、こういうところをしっかりと締めていく。

東京都の教職員組合とか、また全国の日教組においても、こういった男女共同参画、男女平等教育の特殊な教育の事例というものをどんどん紹介して広めていこうという運動をされておりますので、手引書を渡しているからいいんだということではなくて、ぜひチェックしていただきたいと思います。

ここで、興味深いコラムがございまして、冒頭だけ読ませていただきます。コラムの題名は「女か男かよりも、それぞれの個性の方が何倍も深く、広い」というものです。

では、読ませていただきます。

「キモ〜!(気色悪い)」「変や〜!」「何それ〜」の声、声、声。

男の先生がスカートをはいて教室に入場した時の生徒たちの反応です。「女の子はジーパンはけるのに、男の子はなぜスカートをはけないの?」。この問いを生徒と一緒に考えるための先生自らの

実践でした(中村英一朗「スカートをはいてみた私」『ジェンダーで学ぶ教育』)。

「この先生、アホか」と思っていた生徒たちが、学習が進むにつれ、それは自分のなかに「男になる」のはいいことで、「女になる」のは「人間の価値をさげる」ことといった無意識の考え方があるからでは?と気付いていくプロセスが感動的です。

というようなコラムがございます。

これはコラムで、その後にも文章が続くんですが、これはスカート学習と呼ばれているものでございまして、スカートをはいた男を見ておかしいと思うのは、男が上で女が下という、男と女の価値の序列が無意識にあるということを経験した生徒に教えるという教育でありまして、いわゆるジェンダーフリー教育の一例であります。生活文化の一部を取り上げて、そこから男性中心の社会だと言い切る、全く非論理的で、かつ人権教育をゆがめるようなこのような授業が教育であると私は認めたくありません。

世田谷区ではこのような教育を行っているのでしょうか、どうでしょうか。

◎ 教育政策担当部長 教育委員会といたしましては、すべての授業を見ているわけではございませんが、委員お話しのような事柄につきましては、日ごろ授業を観察しております校長からそういう報告は受けておりません。

◆ 上島 あるかもしれないような、そんな答弁だったと思います。

区長にちょっとお聞きしたいんですけれども、今お話ししたこういうスカート学習、これは率直に、区長はどう思われますか。

◎ 教育政策担当部長 私の方からお答え申し上げます。

いろいろなお考えがあるかとは思いますが、私も、この間のこのような教育につきましては、このコラムによって初めて知ったぐらいでございますので、ご意見はちょっと控えさせていただきます。

◆ 上島 これは区長がお答えしない方がいいというのは、何か気を使っている方々がいるのかどうかと、僕はちょっと変なことを考えちゃいますけれども、つまり、これは児童のクラスなんです。児童のための授業であって、大学のフロイト研究とかそういうことじゃないんですよ。何でスカートをはくことがおかしいと思うことが、それが男が上で女が下の序列になるのか。これは素直におかしいと言えなきゃ、大人の責任としておかしいですよ。

これはお答えにならないんですしたら、もう時間がありませんので進みますけれども、実は、このコラムはこの後、男女間の価値づけの不平等が人間の可能性の制約となっていると、それらしく聞こえるようなまとめ方をしておりますが、紙面が足りなかったせいか、もしくは単なるコラムということかわかりませんが、私が言うのも何ですが、全く非論理的な文章であります。

問題はこの文章、これが文章なんです、これは現在のプランの中に記載されているコラムなんです。これは「男女が共に生きるせたがやプラン調整計画」の二四ページに載っております。皆さんも、これは、ぜひ読んでいただきたいと思いますが、これはどういうことかと私は正直思います。掲載への経緯についてあえてお伺いいたしません、男女共同参画をまじめにとらえているのか。これは公式な区の計画ですよ。区立の学校でこんなことをやっているとは勘違いするというのが私は普通の感覚だと思います。実に不可解でありますし、不愉快です。

さらに驚いたことに、この文章は策定委員会の学識経験者が書いたものなんです。お名前は見ればわかりますけれども、言いませんが、私はこの方の著書であります「ジェンダーで学ぶ教育」というのを読んでみたんですが、やはり中性化を考えている学者さんの一人であるようなんですね。

ですから、私は二度ショックを受けたわけですが、やはりこのようなことがないように、今後、策定委員会の選考は十分留意されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、議事録などを公開して、やはり公明正大に、こういう男女共同参画についてどんな議論がされているか、考えていくべきだと思いますが、その辺のお考えもお教えてください。

◎ 生活文化部長 検討会につきましては、男女共同参画に関して幅広い見識を有する学識経験者あるいは弁護士など専門家を初めといたしまして、委員の半数は公募による区民で構成していきたいと考えております。あわせまして議事録の公開につきましても、当然のこととしてしっかりやっております。

◆ 上島 この男女共同参画につきましては、私は全く区が悪いというふうには思っていないんですね。国が問題だと思っているんです。過ちがあったらやっぱり認めて、これについては何わないですけれども、今までやってきたこういう男女共同参画をしっかりと正していくというような、私はそういう勇気といいますか、これは教育にも係る大変大事なことでありますので、ぜひそういう気持ちで臨んでいただきたいと思います。

冒頭の大もとの話に戻しますが、これまで申し上げてきたとおり、男女共同参画についてはさまざまな主張やさまざまな解釈がされています。つまり、本来進めるべき男女共同参画、これには言葉の定義をしっかりと定めて、かつ何をするか明確にしていくことが、私は最大のポイントになるかと思っております。そして、そのことはイコール共通認識をどうつくるかということではないかと思っております。

法律に基づいてプランをつくる、また積極的に独自の条例をつくるというのは、一見結構なことですけれども、思想の違いはもちろん、家庭の違い、また信仰の違いを含めて、余りにも認識の差があり過ぎるものです。

そこで私は思うんですが、なぜ条例制定を決め込むのか。先ほどの答弁では他自治体云々のお話もありましたが、議論が分かれるような、誤解が生じるような条例をつくって、男女平等社会、男女共同参画にブレーキがかかるようでは元も子もないと私は思います。

現在、人権擁護法という法律が政府から提出されるか否か、与党内でももめているように聞いておりますが、この法律がもし成立したとすれば、まさに男女平等参画だって、さらに混乱していきます。

条例は、まさに公権力であります。その言葉の解釈が不明確であったり、何を指しているか限定できない言葉が使われれば延々と問題が起こることは、例えば憲法問題もそうですけれども、既にこれまで経験済みなはずです。

条例制定を視野に入れて進めるのではなくて、まず共通認識を着実に高めていくような、わかりやすく、緻密で完成度の高いプランをつくるという考えに立つべきだと考えますが、山田助役、どうでしょうか。

◎ 生活文化部長 所管部長からお答えをさせていただきます。

八十二万区民の中にはさまざまな考え方や価値観が存在します。男女共同参画の問題に関しても、恐らくは一人一人受けとめ方については微妙な違いがあると思われませんが、テーマがまさに人間尊重そのものであることから、多くの皆さんが共感、共有できる目標にすることは、私は可能だと思っております。また大切なことであるとも思っております。

このテーマに関する議論は、今後、議会や区民も一緒になりながら、さらに進化を重ねていくのではないかと考えております。多くの考え方、価値観はあるでしょうが、議会はもとより、八十二万区

民の共感と支持をいただけるように、実施計画に基づきましてプランの実現に向けて、男女共同参画に関する条例の制定も視野に入れた検討を、所管部としてしっかりやってまいりたいと思います。

◆ 上島 条例というのは、私は絶対に反対ということではなくて、やはりプランをつくっていく中で、条例がどうしても必要だということでもいいと思うんですけれども、当然おっしゃるとおりどんどん進化していくと。私もそれを望んでおりますし、ぜひそういうような運営というのを心がけていただきたいと思います。

だとしても、条例制定がまずありきみたいな形で議論を進めると、やはりこれは条例で囲えば済む話だということにもなりかねませんし、私はそれよりも一人一人の意識がだんだんと高まっていくような、そういう施策をどんどん積み重ねていく、それをまた熟度に応じて変えていくというような、そういう緻密なプランをつくる、そういう気持ちでまず大事だということを言っているだけなんですけれども、もう一度、助役どうでしょうか。

◎ 山田助役 現段階での考え方は、実施計画で書いたとおりでございます、新たなプランをつくっていきます、その中で男女共同参画に関する条例の制定も視野に入れて検討を行っていきますということでございまして、行政が区民の方から遊離して条例をつくる、先ほど公権力の行使とおっしゃいましたけれども、そういうものではないと思っております。

いろいろご意見を拝聴させていただきましたけれども、議論をする体制にもまだなっておりませんので、つまり新年度から予算を執行するということで、新たなプラン策定に取り組んでまいりますから、そういう中でのいろんな方の議論を伺いながら、しっかりしたプランをつくっていきたくて考えております。

◆ 上島 答えていただいてありがとうございます。こういうやりとりがないと、進化させるといっても、やはり区長もそうですけれども、しっかり議論していかなきゃだめだと思いますよ。逃げないでやっていただきたいと思います。

助役のおっしゃること、そのとおりだと思います。私もちょっと条例に対していろいろ懸念を極端に持っている可能性もありますので、その辺はまたいろいろ考えていかなきゃいけない部分だと思います。初めからもう一度やりますが、僕は条例にすべて反対しているというわけではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

それで、ちょっと話題を変えさせていただきます。この男女共同参画基本法の成り立ちについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

これは、平成八年に第二次橋本内閣ができましたが、政権安定のため、自民党が新党さきがけと社民党の閣外協力を取りつけるために、さきがけが出した、これは当時さきがけの議員団長は現在の堂本千葉県知事なんです、彼女の出した条件は女性基本法の制定と男女共同参画室の格上げということで、そのまま三党合意がされました。これが現在の基本法の――いろいろ見方がありますが――私は出発点だと思っております。

もちろんその大きなきっかけとなったのがその前にありまして、その前の年の平成七年に北京で開催されました第四回世界女性会議であります。その主たる準備をしたのが村山内閣で、やはり自民党の力が余り及ばなかった、世界女性会議の批准をもとにして進められてきたと私は理解しております。

このような戦後経験したことのないような政治状況の中で、当時、沖縄問題など内閣にとっては重要な課題を優先するために、この男女共同参画について、もう一翼の保守勢力が口を出せなかったという成り立ちであります。また、女性学という一般的ではない社会学の専門家が策定をり

ードして、他の専門委員も官僚も口を出せなかったというのが特殊な背景としてあったわけです。最終的に法案ができたときには、男女平等は当たり前だということで、難なく成立してしまったという特徴を持った法律であります。

だからといって、私はこの法律が一〇〇%おかしいと言いたいのではなくて、言葉の定義しかり、もう少し広い視点から議論されるべきだったのではないかというふうに、今さらながら思っているわけがあります。例えば固定的な役割分担の解消が男女共同参画の柱になっておりますが、果たして男女共同参画条例や理屈で解決できる話なのかどうか、私は疑問を持っております。

私は審議会の議事録をできる限り読んでみましたけれども、そんな権利とか性差云々とか、考え方や施策を示していただくだけではなくて、もっと家族の大切さとか、まさに運命共同体としてお互いに関心を持って理解し思いやりを持ち合うという、だれも反対しない、至極当たり前の家族のあり方というものを、堂々とした視点で考えていくことが必要だったと私は思います。

そこで、これからつくるプランの話に移りますが、プランの施策は全所管にまがります。男女共同参画社会を本当に目指すのであれば、私は、男女共同参画プランの土台、理念として、やはりこういった当たり前の人間、そして社会の基本の部分というものをきちんと表現しておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。これは区長にお伺いいたします。

◎ 熊本区長 ただいま助役が答弁いたしましたけれども、私もプランをつくるにつきましては、申し上げるまでもなく、広く区民の意見を聞く必要があると。その意見を聞き、また議会の皆様方にも十分ご相談をしながら、模索しながらではありましようけれども、高く評価されるようなプランをつくっていかなくてはならないと思っております。

◆ 上島 私が伺いたかったのは、人間として基本的に持っている、もしくは我々のだれもが否定しない心理というか、そういうものはあると思うんですね。例えば、僕は家族は絶対大事だと思いますし、家族との思いやりとかそういったものを、これは学校の道徳とかで教えていることかも知りませんが、あえて私は、ここでもう一度この前文に、プランの土台にきちっと置いた上で、女性の問題とか、これからはどういう社会になっていくのかということ論じるべきだと思うんです。

要するに女性も男性も一緒ですけれども、お互い表裏一体ですから、女性というその部分だけをとらえて議論するのではなくて、公とか公共とか、世田谷区にとっていろんな大事な課題がたくさんあるわけですから、その辺について盛り込んでもらいたいということなんですが、いかがですか。

◎ 熊本区長 おっしゃられるとおり、そうしたことを踏まえるためにも、やはり区民の声を多く聞く必要があろうと思えますし、また、今委員がおっしゃられるような話、つまり常識的な話は当然としてとり得るべきだと思っております。

◆ 上島 ありがとうございます。私の意見も意見の一つですので、ぜひそれはしっかり受けとめていただきたいと思えます。

それで最後に、女性の問題でございますので、私みたいな男がどういうふうな伝え方ができるかなというふうに考えておったんですけれども、なかなか極端にとられちゃったりして難しいなと思ったときに、先ほどお話ししました、北京で行われました第四回世界女性会議にマザーテレサが寄せた手紙の日本語訳がここにありますので、ちょっと時間がありませんのですべてお読みできませんけれども、一部読ませていただきたいと思います。

「私には、なぜ男性と女性は全く同じだと主張し、男女の素晴らしい違いを否定しようとする人々があるのか理解できません。神より授けられたものは全て善きものでありながら、全てが同じもので

あるとは限りません」「どちらも愛するために造られていながら、それぞれの愛し方が違うように、男性と女性は互いを補い合って完成されるものであり、神の愛を体現するには、どちらか一方よりも両方そろった方が、より神の愛に近づくことができるのです。女性特有の愛の力は、母親になったときに最も顕著に現れます。母性は神から女性への贈り物。私達は、男女を問わず世界中にこれほどの喜びをもたらしている素晴らしいこの神の贈り物に、どれだけ感謝しなければならないことでしょうか」「仕事も、夢も、財産も、自由も、愛に代えることはできません」「男女の素晴らしい違いを否定する人々は、自分たちが神によって造られた存在であることを認めようとしませんし、それゆえに隣人を愛することもできません。彼らももたらすものは、対立と不幸と世界平和の破壊でしかありません」「子供達が愛することと祈ることを学ぶのに最もふさわしい場は家庭です。家庭で母父の姿から学ぶのです。家庭が崩壊したり、家庭内に不和が生じたりしていれば、多くの子供は愛と祈りを知らずに育ちます。家庭崩壊が進んだ国はいずれ多くの問題を抱えることになるでしょう」「家族の絆が強く、家庭が円満であれば、子供達は父母の愛の中をかけがえのない神の愛を見ることができ、自分の国を愛と祈りに満ちた場にしていくことができるのです」。

ほかにもたくさんあって、これをすべて読みたいんですけども、私はキリスト教系の大学出身なんですけど、キリスト教徒ではありません。私はこの文章の中に、人類にとって普遍の価値というものを改めてご教示いただいたようで、素直にこの手紙に深く感銘を受けました。

マザーテレサの愛は宗教を超えた地球の財産であると人は言いますが、少なくとも女性運動をされている方にとっては、決して無視のできない存在であります。

しかし、この手紙は女性会議では披露されませんでした。ジェンダーフリー推進派にとって、容認できない内容が含まれていることから、世界女性会議では無視され、その後五年間たった平成十二年の五月によろやく公表されたものです。私は実にひどい話だと思えます。

もう時間がないので、一言最後に、この男女共同参画の問題というのは、きれいごとではないと思えます。難しい問題であると思えますが、基本を忘れていっては絶対だめだと思えます。

そこで、私たちは男女共同参画社会の実現で一体何を手に入れたいのか、私はもう一度原点に立ち返って考え直すことが本当の男女共同参画になるということを信じます。

以上で質問を終わります。